

佐賀県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年七月六日から平成二十二年八月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 の別
一般国道 三八五号	神崎市神埼町本堀字河東七三 三番四地先から 神崎市神埼町本堀字一本松一 三三〇番三地先まで	後 一六・一 一・二
	神崎市神埼町本堀字河東七三 三番四地先から 神崎市神埼町本堀字一本松一 三三〇番三地先まで	前 一六・六 五・九
		幅員 メートル
		延長 メートル